

京都市告示第547号

住宅宿泊事業法第68条第2項の規定により、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理に関して京都府知事と協議し、これを処理することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり公示します。

平成30年1月15日

京都市長 門川 大作

1 当該事務の内容

京都府及び京都府知事に代わって京都市内における住宅宿泊事業等関係行政事務を処理すること。

2 当該事務の処理を開始する日

平成30年2月15日

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)